

固定資産税・都市計画税について

問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋) ☎255-8826(分室) FAX 229-3331

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送

令和7年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月1日に発送します。それぞれの納期限までに最寄りの金融機関などで納めてください。

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの課税の内容を記載した課税明細書を納税通知書に添付していますので、ご確認ください。 ※所有資産が11件以上の場合は別途送付します。

期 別	納期限	期 別	納期限
第1期	4月30日(水)	第3期	12月25日(木)
第2期	7月31日(木)	第4期	来年3月2日(月)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。

縦覧期間 4月1日(火)～5月30日(金) ※土・日曜日、祝・休日を除く

ところ 資産税課(市本庁舎2階)、資産税課分室(市久居庁舎3階)、各総合支所市民福祉課 ※資産税課・資産税課分室では全市域分の帳簿を縦覧できますが、市民福祉課での縦覧は各総合支所管内分に限りです。

手数料 無料

	縦覧できる人	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。また、土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

固定資産課税台帳の写しの交付

ところ 税務総合窓口(市本庁舎2階)、資産税課分室、各総合支所市民福祉課 ※課税内容についての説明を希望する人は、資産税課または資産税課分室までお越しください。

申請できる人 納税義務者(同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども含む) ※借地・借家

人なども賃貸借契約書など当該権利を証する書類を提示することで交付申請ができます。

手数料 200円(縦覧期間中は借地・借家人などを除き、現年度分に限り無料)

郵送による請求 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記し、必要事項を記入して資産税課(T514-8611 住所不要)へ

必要事項 申請者の住所・氏名・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請者との続柄

同封するもの 切手を貼り付けた返信用封筒、マイナンバーカードや運転免許証など申請者の本人確認ができるものの写し(申請者が納税義務者の相続人である場合は被相続人の死亡および相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた場合は委任状が必要) ※詳しくは資産税課へお問い合わせください。

固定資産税・都市計画税に不服がある場合

固定資産税・都市計画税の賦課決定に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3カ月以内の間、文書で審査請求ができます。詳しくは資産税課へお問い合わせください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3カ月以内の間、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

ただし、令和7年度は基準年度(3年に一度、評価替えを行う年度)ではないため、新たに価格が固定資産課税台帳に登録された場合または価格が修正された場合に限りです。詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

申請や問い合わせには本人確認が必要です

窓口にお越しの際は、マイナンバーカードや運転免許証など、申請者本人であることを確認できるものを持参してください。なお、納税義務者本人以外に同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども申請が可能です。相続人の場合は被相続人の死亡および相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた人の場合は委任状が必要です。

電話でお問い合わせの場合は、必ず納税通知書と課税明細書を用意してください。